

福岡女学院大学紀要 人文学部編 第24号
2014年3月

「Win-Win な解決方法」か「脅迫」か

トルコによる国外流出した文化遺産の返還要求に関する最近の動向

田 中 英 資

「Win-Win な解決方法」か「脅迫」か

トルコによる国外流出した文化遺産の返還要求に関する最近の動向

田中英資

1. はじめに

トルコでは近年、考古学者たちや一部のジャーナリストによって、盗掘によるトルコ国内の考古学遺跡の被害、並びにそれによる古美術品の密輸による国外流失の深刻さが報告されてきた (Özdoğan, 2001; Özgen, 2001 et al)。実際、トルコではこうした遺跡の盗掘被害とそれによる古美術品の不法な国外流失 (*eski eserler kaçakçılığı*) は、文化遺産 (heritage) の「破壊」として糾弾される形でしばしば報道される。またトルコ政府は、トルコ国内に見られる考古学遺跡を含むすべての文化遺産は国家財産であるとの立場から、法的手段も含め、盗掘により国外に流出した考古学的美術品の返還を進めている。

文化遺産の返還をめぐるのは、持ち去られることになった事件の違法性、所有権の問題に関連した国内法、国際法の適用可能性についての観点から議論が行われるのが一般的である (参考 Vrdoljak & Francioni, 2009)。しかしながら、実際には、文化遺産の移動に関わる歴史的経緯の複雑さなどから、法律上の解釈が分かれ、法的解決が難しい場合も多い。さらに、こうした場合には、文化遺産の象徴的な価値が強調される。そうしたものは誰のものであるべきか、誰が所有すべきかをめぐる問題に関して、様々な議論がなされ

てきた (Merryman 1986; Neller, 2002; Rowlands, 2004; Watkins, 2005)。

特に、文化遺産の所有をめぐる問題では、対立するふたつのアプローチが指摘されている (Merryman, 1986 cf. Strathern, 2004)。ひとつは、文化遺産 (heritage) とは国民・民族のアイデンティティと結びついた象徴的な価値をもつものだという考え方 (「民族・国民 (ネーション) の遺産」としての文化遺産) である。もうひとつのアプローチは、文化遺産の象徴的な価値は全ての人々が共有すべきものであり、それを創りだした人々だけに受け継がれるものではないという考え方 (「全人類の遺産」としての文化遺産) である。これらふたつのアプローチをしばしば対立的に捉えられるが、実際にはこれらふたつの見方のどちらかを取るべきだという議論よりも、これらふたつの見方の間でどうバランスを取るべきかが議論されてきた (Blake, 2000; Brown, 2004, 2005; Carman, 2005; Meskell, 2002)。ただし、こうした相反する見方のバランスを取ること自体が矛盾をはらんでいるという指摘をする研究者もある (Blake, 2000; Rowlands, 2004)。また、対立という見方自体が短絡的であり、これらふたつの不協和音は実際にはもっと複雑だという指摘もある (Brown, 2004; Watkins, 2005)。

しかし、こうした議論のなかで注目すべきことは、「返還」とは、所有者の間でモノのやりとりを伴うという点である。しかもそのやり取りの対象は、その所有者を特定の民族とするにせよ、全人類とするにせよ、文化に関わる象徴的な価値を付与されたモノである。特に、文化遺産とは、それを先祖代々受け継いできたと主張する集団にとっては、彼らのアイデンティティの中核をなすものとみなされる傾向がある。それゆえに、文化遺産はそうした人々から切り離されるべきものではないということになる。このロジックにおいて、文化遺産とされたモノは、それを自分たちのものだと言主張する集団にとって特別な象徴的価値を獲得している。

したがって、既存研究では、返還を求める側の文化的なアイデンティティの問題に焦点が当たってきた。その背景のひとつとして、文化遺産の返還を求めるような事態が生じている歴史的な文脈に、西洋諸国の非西洋諸地域に対

する政治・経済的な優越によって生じた文化的な権力関係をみることがあげられる（e.g. Bray, 1996; Greenfield, 1996 [1989]; Neller, 2002）。しかし、実際に返還が実現した場合について、それをどう実現しているのか、返還を通じて生じているモノのやり取りをどのようにとらえるべきかといった点は、さらなる検討が必要であると考えられる。

本稿では、特に近年トルコ政府が実現させてきた、国際的な古美術品取引のための盗掘等で国外に流出したトルコ由来の文化遺産の返還を事例とする。どのような条件で返還が実現し、その際に関係者の間で文化遺産の意義がどのように表現されているかをみていきながら、モノのやり取りとしての文化遺産の返還を検討する。これまでの研究で、国外に流出した文化遺産に対するトルコ側の返還をめぐる主張は、対象となる文化遺産とそれが発見された場所とのつながりを根拠になされていることを明らかにしてきた（Tanaka, 2007, 2010）。本稿では返還というモノのやり取りに注目し、近年トルコ政府が欧米の博物館、コレクター等に対して実現させてきたトルコ由来の文化遺産の返還を事例として、どのような条件で返還が実現しているのか、そうした返還が実現するなかで、関係者や報道が文化遺産の誰にとってのどのような価値を強調しているのかを分析する。

まず、トルコにおける文化遺産保護と古美術品取引に関するトルコの法制をpushする。次に、近年返還が実現した事例を挙げながら、文化遺産の返還がどのような形で可能になったのかをみていく。そのうえで、トルコにおいて返還の実現の意義はどのように強調されているか、また、こうしたトルコの動きと対比させる形で、文化遺産を返還した側にとって、返還することはどういうことを意味するのか、返還を進めるトルコ政府の動きはどう捉えられているのかについても検討する。

2. トルコによる文化遺産返還の取り組みの背景

本章では違法に国外に流出した文化遺産に対するトルコ政府の返還の取り組みの背景に何があるのかを明らかにする。特に、トルコの文化遺産保護と古美術品取引に関わる法制度、そして国際的な古美術品取引向けの盗掘の問題について焦点を当てる。

2-1：文化遺産保護と古美術品取引に関するトルコの法制

トルコ共和国は、1923年の独立以来、国内で発見される文化遺産は全て国有であるとみなし、トルコ国内で発見された文化遺産が、不法にトルコ国外に流出することを厳格に規制している。これは、オスマン帝国時代末期の1906年に制定された文化財保護法（*Asar-ı Atika Nizamnamesi*）が規定した文化財国有の原則を受け継いだもので、トルコにおける文化遺産保護の法的枠組みの柱となっている。現在の文化遺産保護に関わる法的な枠組みは、1983年から施行されている文化財・天然記念物保護についての第2863法（*Kültür ve Tabiat Varlıklarını Koruma Kanunu No.2863* 以下、第2863法）である¹。

まず、この法では、文化財²、天然記念物とされるものを、移動可能か移動不可能かに区別したうえで、特に移動可能な文化財・天然記念物（*taşınır kültür ve tabiat varlıkları*）に対して以下のような定義をしている：

¹ トルコにおける文化遺産保護に関する最初の法制は、19世紀末のオスマン帝国時代に成立し、20世紀初頭までに法制度が整備された。第一次世界大戦後1923年に成立したトルコ共和国は、このオスマン帝国の法制を継承したが、1973年に新たな文化遺産保護法を制定・施行した。その法律をさらに置き換えたものが1983年に制定・施行された現行の第2863法である。

² トルコ語で「文化遺産」「*kültür mirası*」もしくは「*kültür varlığı*」と表現されることが多い。なかでも「*miras*」は辞書的には通常「遺産」と訳される語であり、「*varlık*」については、「財宝」、「富」といった意味合いも含む、複数の意味を持つ単語である。他方、「財（property）」を意味する「*mal*」という語も、それほど頻繁ではないが、「*kültürel mal*」といった形で「文化財」の意味で用いられることがある。加えて、「痕跡」「芸術品」といった意味を持つ単語「*eser*」が「古い（*eski*）」あるいは「歴史的（*tarihi*）」という形容詞をつけた形で「古美術品」「古代芸術品」「過去の痕跡」といった意味を表す。特に、古美術品取引などの文脈では、複数形の「*eski eserler*」の形で「古美術品」という意味で用いられている。

すべての移動可能な文化財・天然記念物は、地理的、先史時代もしくは歴史時代に属し、地学、人類学、美術史的見地から記録に値する価値を持つもの、それぞれの時代に達成された水準で、社会的、文化的、技術的、科学的な特徴を持っているものとする（第2863法・第23条）³。

そして、トルコで発見された文化財は、移動可能か不可能かに関わらずすべて国有であることは、第5条にて以下のように規定されている：

移動が可能であれ不可能であれ、保存の必要がある文化財もしくは天然記念物が、政府所有の土地、公的機関の所有の土地、個人所有の土地から発見されたり、将来発見されたりする場合、国家財産とみなされる（第2863法・第5条）。

この原則に基づいて、個人所有の土地から見つかった場合でも、考古学的、あるいは歴史学的価値のあるものは法的に国家財産とみなされる。したがって、第2863法は、トルコ政府はそうしたものを「文化遺産」として、適切な保存・保護を行わなければならないと規定している（第2863法・第4条、第24条 参考 Özsunay, 1997: 280）。

また、歴史的な遺物を発見したり、それを聞き知ったりした者、そうしたものが自分が所有している土地にあることを認識している土地所有者は、発見の3日以内に博物館もしくは村長のような地元の政府関係機関に報告する義務を負う（第2863法・第4条）。考古学者、もしくはトルコにおいて発掘を望む者、所謂「トレジャーハンター」たちは、文化観光省の責任部署から事前に発掘許可を得る必要がある（第2863法・第35条）。政府の許可なく発掘を行い、出土した遺物を着服するようなことは違法であり、処罰の対象になる。つまり、トルコで宝探しをしようとしても、まず宝探しをするのに政府の許可が必要であるし、「お宝」を発見できたとしても、それを自分のものにするにはできない。

³ この条項は1987年6月17日発行の第3386法によって修正されたものである。

また、自身が所有する土地で発見した考古・歴史的遺物が地元の政府関係機関に持ち込まれた場合、政府は考古学的な意義や希少性を考慮して、そうした出土品を発見者から購入する（第2863法・第24条）。また、他人が所有する土地や国有地でなんらかの考古学的・歴史的な遺物を発見し、それを政府関係機関に持ち込んだ者は、その遺物の価値に基づいた政府から報奨金（*ikramiye*）を得ることができる（第2863法・第64条）。

上記のような形で、トルコ国内で発見された考古的・歴史的な遺物は全て全国各地に点在する国立の博物館に収蔵され保存されることとなっている。また、そうして発見されるものの中には、「文化遺産」として、あるいは考古・歴史学的な見地から見てほとんど価値が認められず、保存の対象となれないと判断されるような遺物も多い。そうした場合には、発見者は政府から自分が発見した遺物を売却する許可を得ることもできる（第2863法・第25条）。一方で、第2863法はそうした「売却可能な」考古・歴史的遺物に対して、政府の先買権利を認めており（第2863法・第24条）、発見者の売買に関する権利は、第2863法によって制限されているとあってよい。

また、トルコ国内で考古・歴史的な遺物を古美術品（*antiquities*）として収集することに関しても、この第2863法で規定されている。トルコで古美術品を収集したいものは、文化観光省からの許可を得る義務を負っている（第2863法・第27条）。保護が必要な移動可能な文化財・天然記念物の収集・管理に関する規則（*Korunması Gerekli Taşınır Kültür ve Tabiat Varlıkları Koleksiyonculuğu ve Denetimi Hakkında Yönetmelik* 以下、収集規則）によれば、許可を得られる条件として、過去に不法な古美術品取引や盗掘に関わる犯罪歴がないトルコ国民に限定されている。また、この許可は更新制で、一回の許可の有効期限は3年とされている（第2863法・第27条）。ただし、許可が与えられたコレクターがなんらかの違反を犯した場合は、政府はその許可をいつでも取り消すこともできるようになっている（第2863法・第27条）。

このように、文化観光省から許可を得られれば、古美術品を集めることができるが、その収集は常にトルコ政府の管理下に置かれることが定められて

いる。というのも、収集したすべての古美術品は、収蔵場所も含めてその詳細をトルコ政府関係機関によって登録されることが義務付けられており、各コレクターのコレクションの目録は、コレクターだけでなく地元の国立博物館でも保管されることになっている（第2863法・第29条）。そして、その目録は国立博物館から派遣された専門職員によって、異動がないか定期的に確認を受けることにもなっている（収集規則・第10条）。さらに、コレクターは所有する古美術品の売買について、事前に博物館の関係部局に報告する義務を負っており、古美術品の売買も、政府の許可なしにはできないことになっている（収集規則・第12条）。さらに、コレクションした古美術品の収蔵場所に変更があった場合も、博物館に逐一報告する義務がある（収集規則・第6条）。

さらに、第2863法・第32条では、海外での一時的な展示を目的として貸し出すことを除き、トルコ国内の文化遺産を国外に持ち出すことを禁じている。また、そうした展示目的の一時貸出しの場合でも、保険をかけて損失の危険がなく安全性が認められる形で展示されることを相手国が保障することが条件となっている。これは、政府からの許可を受けたコレクターたちは、トルコの国内に限定してトルコ由来の古美術品を売買しなければならないことを意味する。国境を越えて国外のディーラーやコレクターとコレクションをやり取りすることは違法となる。

逆に、トルコのコレクターがトルコ以外の国で発見された考古・歴史的遺物を古美術品として売買することは違法とはされない（第2863法・第33条）。トルコ国外で購入したそうした古美術品をトルコ国内に持ち込むことは、政府の許可を必要としないのである。

このように、トルコの文化遺産保護の法制は、考古・歴史的な遺物を古美術品として収集・売買することについて法的に認めたうえで、そのやり方を限定している。ただし、トルコで古美術品の収集・売買が許可されるのは、一定の条件を満たしたトルコ国民に限定され、売買が認められるのもトルコ国内と範囲を限定されるなど、政府によって厳しい管理の下におかれている

ことがわかる。また、トルコ国内の文化遺産は国有であるとの見方から、トルコ政府はそうした古美術品に対する先買権を行使することもできる。言い換えれば、トルコ政府はトルコ国民がコレクターとして古美術品を収蔵・管理することは認める一方で、その売買活動に制限を加えて、監視下に置いているということになる。

2-2：古美術品の国外流出の問題

前節でみてきたように、トルコ政府は国内に発見される考古・歴史的遺物は、遺産として国有化しており、それらを古美術品として取引することに関して厳しくコントロールしている。しかし、このことは逆に、トルコ国内で、違法な形で発掘され、国際的なトルコ国外に流出していることが深刻な問題とみなされていることも意味している。

はじめにでも述べたが、トルコのジャーナリストや考古学者たちは、トルコで盗掘された考古・歴史的遺物が国際的な古美術品市場で取引きされているという事態をトルコにおける考古学をめぐるもっとも重要な問題のひとつであると捉える傾向がある。実際、盗掘された考古・歴史的遺物が押収され、関係した者が逮捕されるといった事件の報道は、トルコではそれほど珍しくない。1990年代にトルコ文化省⁴の文化財・博物館総局 (*Anıtlar ve Müzeler Genel Müdürlüğü*) の局長を務めたエンギン・オズゲンは、1997年だけで、盗掘に関わったとして565人が逮捕され、10,000個以上の考古・歴史的遺物が押収されたと記している (E. Özgen, 2001: 120)。ただし、彼は、これはあくまでも公式の統計であると付け加えており、実際の盗掘の件数はもっと多いことをほのめかしている (E. Özgen, 2001: 120)。こうした盗掘が横行する背景として、トルコの地方、特にトルコで最も発展が遅れているとされるトルコ東部や東南部の農村地域の経済状況の厳しさから説明されることがしばしばである。オズゲンも、この点について以下のように述べている：

⁴ トルコ政府による省庁再編の動きのなかで、文化省は、2003年に観光省と統合されて文化観光省となった。

（トルコの）南部，東部，東南部は，経済状況の苦しい地元住民たちによる盗掘が特に恒常的に行われている地域である。東南部の未調査のままのローマ帝国期の遺跡や東部のウラルトゥ時代の古墳群は，地元の人々の略奪の対象になっている（E. Özgen, 2001: 119）。

加えて，1950年代以降，ショベルカーのような建設工事のための機械や，農業用のトラクターが地方の村々に普及し始めたことも，盗掘に関わる地元の村人たちの増加につながっているという指摘がある（Acar, 2001b: 12）。これらの機械は村人たちが土壌をより深く掘り進めることを可能にしたため，それによって地中深くに埋まっていた考古・歴史的な遺物をより簡単に見つけられるようになったのである（Acar, 2001b: 12）。それとともに，地元の宝石商や旅行中のビジネスマンなど古美術品取引の知識がある人物から，村人たちは自分たちが掘り当てた遺物に金銭的な価値があることを聞き知るようになったといわれている（Acar, 2001b: 12）。こうして，農村地域の人々が掘り当てた考古・歴史的遺物は，違法な形で国内の古美術品コレクター，そして究極的には国外の古美術品のディーラーやコレクターの手に渡っていくという。また，秘密裏に国外に持ち出される考古・歴史的遺物の過半数は，トルコからヨーロッパなどへ出稼ぎに出かける人々の手によるものだとも考えられている（E. Özgen, 2001: 119-20）。

さらに，こうした国際的な古美術品市場向けの盗掘と文化遺産の国外流出の問題は，欧米での古美術品に対する関心や需要の高さと結び付けて説明されることもしばしばである。トルコ文化観光省は，オスマン帝国後期からのヨーロッパ諸国による帝国領内に点在する古代ギリシャ・ローマ時代の遺跡の発掘が，遺跡の盗掘被害とそれによる古美術品の不法な国外流失につながっていたと主張してきた（Anıtlar ve Müzeler Genel Müdürlüğü, 2003）。

トルコの考古学者や文化遺産をめぐる問題に関心を寄せるジャーナリストも同様な見方で，トルコにおける盗掘の問題を捉えている。たとえば，考古学者のギュヴェン・アルセブユクは，現代の西洋諸国における古美術品収集に対する需要は，19世紀ヨーロッパ人の古美術品収集にさかのぼるとし

て、20世紀初めまで続いたヨーロッパ人による考古学調査を通じた遺物の収集と、現代の古美術品売買を目的とした遺跡の盗掘を結びつけている (Arsebük, 1983: 73-74)。同じく考古学者のメフメット・オズドアンは、トルコにおける考古遺跡は、古美術品市場の需要に喚起された「宝探し」によってかなりの被害を受けていると論じている (Özdoğan, 1998: 121)。オズドアンはさらに、そうした西洋の古美術品市場の需要が存在する限り、トルコからの考古・歴史的な文化遺産の国外流出は継続するだろうとも予測している (Özdoğan, 1998: 121)。

また、トルコ人ジャーナリストのオズゲン・アジャルは、現代のトルコの国土アナトリアにおける、中世以来の考古・歴史的遺物の略奪の歴史をたどった連載記事を書いている (Acar, 2001 a, 2001 b, 2002)。その連載記事のなかで、アナトリア文化遺産の略奪の始まりを1204年の第4回十字軍によるコンスタンティノープルの略奪とするアジャルは、18世紀から19世紀にかけて、オスマン帝国領内で行われていたヨーロッパ人による古代ギリシャ・ローマ芸術の収集について言及したうえで、1960年以降にトルコで露見した国際的な古美術品市場での売買を目的とした盗掘の事例について紹介している (Acar, 2001 a, 2001 b, 2002)。そのような書き方をすることによって、彼は西洋によるアナトリアの文化遺産の略奪の伝統が現代まで続いていることを示そうとしていると考えることができる。実際に別な記事でアジャルは「トルコは、欧米諸国に対して世界で最も古代ギリシャ・ローマ芸術を提供している国である。それは全くもって違法なことなのだが。」 (Acar & Kaylan, 1988: 130) とも書いている。

このように、トルコ政府だけでなく考古学者やジャーナリストも考古・歴史的遺物の不法な持ち出しが続く状況を問題視している。彼らは、そうした背景にはトルコの地方の経済的な問題や盗掘が技術的に容易になってきている状況やさらには欧米諸国の古美術品収集の伝統があると指摘している。特に、トルコにおける盗掘の問題は、国際的な古美術品取引の需要と供給の関係に、欧米の植民地主義時代からのトルコと欧米諸国との文化的権力関係が

結びつけられている。

3. トルコ政府による国外流出した文化遺産の返還の取り組み

前章で述べたように、考古学者たちや一部のジャーナリストによって、盗掘によるトルコ国内の考古学遺跡の被害、並びにそれによる考古学的美術品の密輸による国外流失は深刻な問題であるととらえられている。さらに、トルコでは近年、こうした形で国外に流出した文化遺産の返還の取り組みが報道されることは珍しくない。メディアが焦点を当てるのは、「違法」に国外に持ち出され、現在は欧米の博物館や個人収集家の手にある文化遺産の返還を求めるトルコ政府の取り組みである⁵。トルコ政府は、国内で発見される文化遺産は国有であるとするオスマン帝国時代の文化財保護法が成立した1906年以後に国外に持ち出された文化遺産を中心に返還を求めている。また、トルコ政府自身はその取り組みの広報に力を入れている。2003年には、当時のトルコ文化省（現在は観光文化省）が「失われた遺産の返還の物語（*Yitik Miras'ın Dönüş Öyküsü*）」というタイトルで、トルコの文化遺産の国外流出の背景や、国外に「違法に」持ち出された政府の取組み事例を紹介する書籍を出版している（Anıtlar ve Müzeler Genel Müdürlüğü, 2003）。

本章では、盗掘によって国外に持ち去られた文化遺産の返還が実現した例として「クロイソス王の財宝（*Karun Hazinesi*）」と「疲れ切ったヘラクレス像（*Weary Herakles*）」を取り上げる。前者の「リディアの財宝」は、盗掘によって持ちさらられた後、アメリカ合衆国ニューヨークのメトロポリタン博物館のコレクションとなっていたもので、メトロポリタン博物館を相手取った裁判を通して返還を実現した例で、トルコにおける文化遺産返還の取

⁵ 例えば、トルコの全国紙のひとつである *Radikal* 紙は、2005年9月25日付の報道で、国外に流出した文化遺産に対するトルコ政府の返還の取組みについて、「36の文化遺産が返還：トルコ政府の取組み（*36 eser geri alındı: Türkiye iade için çalışıyor*）」という見出しをつけて報じている（Şimşek, 2005）。

組としてまず取り上げられる事例である。一方、「疲れ切ったヘラクレス像」は、トルコ政府がその上半身部分の返還を永らく求める取り組みを続け、2011年ようやく返還が実現した著名な事例である。

3-1：「クロイソス王の財宝」の返還

1986年の4月3日、トルコの主要紙のひとつミリエツト紙 (*Milliyet*) において「クロイソス王の財宝がアメリカ合衆国へ不法に持ち出された (*Karun Hazinesi ABD'ye Kaçırıldı*)」という見出しの記事が一面に掲載された (Acar, 1986 a 図表 1)。この記事は、ジャーナリストのオズゲン・アジャルによる署名記事で、アメリカ合衆国ニューヨークのメトロポリタン博物館において「ギリシャ東方の財宝 (East Greek Treasure)」という名で展示されている紀元前 6 世紀ごろとされた一群の古美術品が、1960年代にトルコ西部のウシャク地方の古墳から盗掘され、不法に国外に持ち出されたという内容を報じていた (Acar, 1986 a)。それから数日にわたり、アジャルはミリエツト紙上でトルコに古美術品の不法取引に関する記事を掲載し、メトロポリタン美術館で展示された古美術品がいかにトルコから持ち出されたのかを報じた (Acar, 1986 b, 1986 d)。そして、メトロポリタン美術館に対しては古美術品のトルコへの返還を、また、トルコ政府に対しては、メトロポリタン博物館にそれらの返還を求める訴訟を起こすよう訴えたのである (Acar, 1986 c, 1986 e)。なお、アジャルが問題となった古美術品のことを「クロイソス王の財宝」と呼んだのは、それらが紀元前 7 世紀から 5 世紀ごろにかけてのリディア王国の時代に造られた古墳から盗掘されたものだったため、その富と名誉によってよく知られているリディア王国最後の王、クロイソス王 (トルコ語では “*Karun*”) にちなんでいる (İ. Özgen & Öztürk, 1996: 19)。

古代リディア王国の中心地だった現在のウシャク県にはこの時代に造られたと考えられる多数の古墳が残されており、1960年代後半から郊外の村落に暮らす人々がこうした古墳群の盗掘を開始したと考えられている (Abacıoğlu, 1993; İ. Özgen & Öztürk, 1996: 12)。ウシャク考古学博物館の当時の館

長でこの「クロイソス王の財宝」の返還に中心的に関わったキャズム・アクブユックオールへインタビューしたところ、「クロイソス王の財宝」に関する盗掘については、1965年にトプテペ（*Toptepe*）と呼ばれる古墳で最初の盗掘が行われたあと、1966年6月にはイキズテペ（*Ikiztepe*）と呼ばれる別の古墳でも盗掘が行われたという⁶。現地の警察は、イキズテペでの盗掘をきっかけに捜査を行い、村人が盗掘した出土品の一部を押収している（İ. Özgen & Öztürk, 1996: 12）。この事件後、トルコ文化省はイキズテペでの発掘調査を実施し、この古墳が古代リディア王国の時代に属することが明らかになった。しかし、1968年には同じ地域にある別の古墳アクテペ（*Aktepe*）でも盗掘が行われたが、これに関わった村人は地元警察に逮捕されている（İ. Özgen & Öztürk, 1996: 12）。

こうしてウシヤク地方で盗掘された考古的な遺物は1970年代までにアメリカ合衆国に持ち込まれ、これらをメトロポリタン博物館の古代ギリシャ・ローマ美術部門が購入したとされる（İ. Özgen & Öztürk, 1996: 12）。メトロポリタン博物館ではそれらの古美術品購入を博物館のもっとも重要なコレクションの獲得のひとつと位置づけていた。にも関わらず、博物館はその来歴を詳らかにしてはしなかったし、「東方ギリシャの財宝」としてそれらを公開した1984年まで15年以上保管庫に収蔵したままにしていた（Kaye & Main, 1995: 150）。そして、1970年代にはメトロポリタン博物館が盗掘と密輸で市場にでた古代リディアの古美術品を獲得したという噂が広がりはじめたのをきっかけに、トルコ政府関係者やアジャルのようなジャーナリストが調査に乗り出した。しかし、メトロポリタン博物館は彼らの問い合わせには応じなかったという（Kaye & Main, 1995: 150）。

事態が動き始めるのは1984年であった。この年の6月、メトロポリタン博物館が問題のリディアの古美術品の内の40件を「東方ギリシャの財宝」として展示し、その写真をその年の夏季用の博物館パンフレットで公開したので

⁶ アクブユックオールへのインタビューは、2004年3月に行った。

ある (Rose & Acar, 1995: 46)。このことがアジャルの注意を惹き、調査を進めた結果をまとめた上述の連載記事となった。これがトルコ世論の関心を呼んだことで、トルコ政府もそれらの古美術品についての調査を開始し、1986年7月にメトロポリタン博物館に公式に返還を要求した。しかし、これが博物館から拒絶されたことを受け、翌年5月29日にアメリカ合衆国連邦裁判所においてメトロポリタン博物館に対する訴訟を起こした。(İ. Özgen & Öztürk, 1996: 13; Acar, 1987)。

訴訟の過程で、逮捕された地元住民の証言や、アクブユックオールも含めたアメリカ、トルコ双方の考古学者による調査によって、問題となった古美術品はすべて1960年代にウシャク地方の古墳群から盗掘されたものと認定された (İ. Özgen & Öztürk, 1996: 13)。さらに、メトロポリタン博物館が提出した文書から博物館の担当者が、それらの古美術品がトルコからの盗掘品であると認識したうえで購入に踏み切ったことも明らかになったことで、連邦裁判所は、メトロポリタン博物館が善意の購買者ではないと認定した (Kaye & Main, 1995: 152; Acar, 1990 a)。

この時点で、メトロポリタン博物館は、訴訟で勝てる見込みがないとみて、和解の道を探り始める。博物館の職員をトルコに派遣し、問題の古代リディアの古美術品がトルコから不法に持ち出されたことは認めた。だが、それらを手放さずにトルコ政府の共同所有することを提案したが (Rose & Acar, 1995: 47)、トルコ政府はメトロポリタン博物館からのこの提案を拒絶した。最終的に、1993年9月にトルコ政府とメトロポリタン博物館との間に、問題の文化遺産はトルコ政府の所有であるということで合意が成立した。翌月にはメトロポリタン博物館は、不法な形でトルコ国外に持ち出されていないと認められたものも含め、合計363個の古代リディアの古美術品をトルコに返還した (Acar, 1993 a)。

トルコに返還された古美術品は、まずアンカラのアナトリア文明博物館で展示された後、1996年からはウシャク考古学博物館内に特別に作られた展示室に「クロイソス王の財宝」として常設展示されている。現在では地域の重

図表 1 「クロイソス王の財宝」がアメリカに持ち去られたことを伝えるアジャルの記事（1986年4月3日付）



要な観光資源とされ、ウシャク県のウェブサイトでは観光案内の最初に、アメリカ合衆国から訴訟を通して返還したことも含めて紹介されている（T.C. Uşak Valiliği, 2013）。

3 - 2 : ヘラクレスの帰還

1990年にボストン美術館で開催された特別展「過去の栄光（Glories of the Past）」に、疲労しこん棒に寄り掛かるヘラクレスの大理石の彫刻の上半身が展示された。これは、ボストン美術館と夫妻で古美術品を収集しているホワイト・レヴィ夫妻が共同所有していた古美術品で、紀元前4世紀に古代ギリシャの彫刻家リシッポスが作ったヘラクレス像の、ローマ帝国時代の3世紀初めから大量に制作された複製のひとつとみられていた（Anıtlar ve Müzeler Genel Müdürlüğü, 2003: 61）。この疲れ切った姿のヘラクレス像は、古代ギリシャ・ローマ時代のもっとも有名な彫刻として、古美術品収集の世界ではよく知られている⁷。ボストン美術館は、展示したヘラクレス像の上半身の来歴を「エーゲ海の島、もしくは西部アナトリア」としていた（Renfrew, 2000: 33）。

特別展のカタログに掲載されたこのヘラクレス像の写真が、トルコ側の関心を引いた。というのも、この上半身だけのヘラクレス像が、1980年に、トルコ地中海地方のリゾート地アンタルヤ近郊のローマ時代の都市遺跡ペルゲを調査していたアクデニズ大学の調査隊が発掘したヘラクレス像の下半身部分に一致するのではないかと考えられたためである。ジャーナリストのオズゲン・アジャルは、ペルゲで発掘を行った考古学者ジャーレ・イナンらに取材した結果を「ヘラクレスの上半身発見 (*Herkül'ün Üstünü Bulundu*)」という見出しの記事にまとめて、トルコの主要紙のひとつジュムフリエツト紙 (*Cumhuriyet*) に発表している (Acar, 1990)。これに合わせて、トルコ政府も調査に乗り出した。

トルコ側の動きに対し、ボストン美術館とホワイト・レヴィ夫妻は、これらが同じ彫刻ではないと主張した。しかし、1992年にトルコ政府はペルゲ遺跡で発掘されたヘラクレス像の下半身部分の石膏型を取って、専門家とともにアメリカに送り、ボストン美術館にある上半身部分と組み合わせるなど、検証を進めたところ、同じ彫刻であることが確認された (Anıtlar ve Müzeler Genel Müdürlüğü, 2003: 58)。そのため、1993年以降、トルコ政府はボストン美術館とホワイト・レヴィ夫妻に対して、訴訟も含めて返還の求めるようになった (Anıtlar ve Müzeler Genel Müdürlüğü, 2003: 60)。

1990年代から2000年代にかけて、ボストンにある上半身部分の返還をめぐる交渉は断続的に続けられたが、合意には至らなかったという。その間、ヘラクレス像の下半身部分を所蔵するアンタルヤ博物館では、特別な展示スペースを作ってこの彫刻を展示していた。まず、彫刻の後方に、アメリカにある上半身部分の写真を掲示し、これらふたつが同じ彫刻であるアピールがなされていた (図表2)。また、その脇にはトルコ政府による上半身の返還

⁷ リシッポス原作のこん棒に寄り掛かるヘラクレス像のローマ時代のコピーのうち、もっとも有名なものは、16世紀にアレッサンドロ・ファルネーゼ枢機卿のコレクションとなった「ファルネーゼのヘラクレス」と呼ばれるローマのカラカラ帝浴場に置かれていたもので、現在はナポリの国立考古学博物館に展示されている。

図表2 アンタルヤ博物館での下半身のみのヘラクレス像の展示



(撮影：著者 2011年 8月)

図表3 アメリカにある上半身部分をトルコが返還を求めていることを訴える説明版



(撮影：著者 2011年 8月)

の取り組みを紹介する説明版が掲示されていた（図表3）。

返還の交渉に時間がかかった背景として、アメリカ側にあるヘラクレスの上半身部分は、ボストン博物館と個人収集家のホワイト・レヴィ夫妻の共同所有だったため、折り合いがつかず、交渉が中断することがあったためである。しかし、2004年に当該彫刻に対する所有権はボストン美術館に帰属することとなり、トルコ政府との交渉も再開された（Mckinley Jr., 2011）。最終的に、ボストン美術館は上半身部分を自主的にトルコに返還することを決定した。

こうして2011年9月、ヘラクレス像の上半身は、トルコの訪米していたエルドアン首相が持ち帰る形でトルコに返還された（Antalya Müzesi, 2013）。アンタルヤ博物館において、上半身部分と下半身部分を結合させる修復作業が行われた後、同年11月より、返還に至る経緯などをビデオで説明するパネルが用意された特別な展示スペースに設置されて一般公開されている（図表4）。博物館内には各所に「ヘラクレスが祖国に帰還した（*Herakles Yurda Döndü*）」という見出しのポスターが貼られ、ミュージアムショップではヘラクレス像のレプリカが販売されるなど、アンタルヤ博物館の展示の目玉として扱われている。

4. 文化遺産返還の意味

前章では、トルコ政府による国外流出した文化遺産の返還の取り組みの具体的な事例をみてきた。すでに述べたように、トルコ政府は、違法な形で国外流出した文化遺産の返還を求める取り組みを進め、現在までに1993年の「クロイソス王の財宝」の返還を代表例として多くの文化遺産の返還を実現してきた。さらに、2011年の「疲れ切ったヘラクレス」像上半身部分の返還を含め、ここ数年はこれまで以上に強い姿勢で返還の取り組みを行っており、多くの文化遺産の返還を実現してきている。例えば、2011年にはヘラクレス像のほかに、1917年に修復という名目でドイツに持ち出され、1934年からベル

図表 4 アンタルヤ博物館に展示された上半身と下半身を結合させたヘラクレス像



（撮影：著者 2012年 8月）

リンのペルガモン博物館に所蔵・展示されてきたハットゥシャ出土のスフィンクス像がトルコに返還されている (*Art Daily*, 2011)⁸。また、2012年には、アメリカ合衆国のダラス美術博物館が、トルコ東南部シャンルウルファ近郊のエデッサ遺跡のローマ時代の建物跡から盗掘された紀元194年制作のたて琴を弾くオルフェウスが描かれたモザイク画を、「自主的に」トルコに返還している (Kennedy, 2012)。ここでは、こうした近年のトルコの文化遺産返還の取り組みがどのように捉えられているのか、文化遺産を取り戻したトルコ側と、文化遺産を返還した側に整理して検証する。

4-1：失われたものを取り戻す

1993年にメトロポリタン博物館から「クロイソス王の財宝」の返還が決まった際、トルコでは、トルコにとってだけでなく、欧米諸国に持ち出された文化遺産の返還を求める諸国にとっても大きな意義がある出来事だと捉えられた。例えば、「クロイソス王の財宝」がメトロポリタン博物館に展示されたことを最初に報道したジャーナリストのオズゲン・アジャルは「文化遺産を奪われた国々へのモデルとなる勝利 (*Kültür Mirası Çalınmış Ülkelere Örnek Zafer*)」という見出しの記事をジユムフリエツト紙に寄せている (Acar, 1993)。同様に、「クロイソス王の財宝」返還時に文化省文化財・博物館総局の長官を務めていたエンギン・オズゲンは、インタビューした際に⁹、「この返還の実現は、国外に違法な形で流出したトルコ由来の文化遺産を取り戻そうというトルコ政府の態度を国際社会、特に欧米諸国に示した」と述べている。また、古美術品取引の源泉国 (source countries) であるギリシャやイタリア、ネパールといった国々に対する応援のメッセージにもなったという。

そして、トルコ国内に対してもこの返還の実現は大きな意義があったという。「なぜなら、1993年に『クロイソス王の財宝』の返還が実現するまで、

⁸ このスフィンクス像は紀元前16世紀に造られたと考えられており、ヒッタイト帝国の都ハットゥシャの城門に置かれていた2対のスフィンクスのうちのひとつである。

⁹ エンギン・オズゲンへのインタビューは2004年3月にアンカラで行った。

当時の首相であったシュレイマン・デミレルも含め、トルコ政府関係者ですらメトロポリタン博物館が本当に返すとは信じていなかった。」と語った。実際、1993年11月アメリカ合衆国から返還された「クロイソス王の財宝」の一般公開に際し、首都アンカラのアナトリア文明博物館で行われた式典のなかで、デミレルは次のように述べている。

「本当のことを言うと、これらの文化遺産の返還を求めるための（訴訟にかかる費用の）財政的な支援を求められた時には、（返還なんて）とても無理な話だと思いつつ支援することを決定しました。しかしながら、この場所でそれらを目の前にして、私はとても幸せな気分になりました。」（*Cumhuriyet*, 1993: 17）。

さらに、国外に持ち出される形で失われたものの回復という点に返還の意義をみている点が指摘できる。そして、その前提には、文化遺産が特定の場所の時間的・空間的一体性の一部であることが主張される中で、トルコと国外に流出したトルコ由来の文化遺産の結びつきが強調されている（田中2010）。先述のジャーナリスト・オズゲン・アジャルは、「クロイソス王の財宝」の返還問題に関する記事のなかで、「歴史はそれが生まれた場所でより正しく理解できる（*Tarih yerinde güzeldir*）」というスローガンを掲げ、文化遺産とそれが「発見された場所」との結びつきを強調していた。また、「クロイソス王の財宝」の返還時の文化大臣フィクリ・サーラルは、返還を記念して出版された書籍の前書きにおいて、現代と過去を結びつける文化遺産が奪い取られることは連続体であるべき歴史を不連続にすることだと述べたうえで、トルコ由来の文化遺産はトルコにあるべきだと強調した（Saglar, 1996）。つまり、トルコにとっての返還を実現する意義とは、その文化遺産が、トルコという「発見された場所」、つまりそれが本来あるべき場所に属する状況が回復されることにあるといえる。なお、トルコ政府が上述のような姿勢を一貫して維持し、トルコにとっての文化遺産の意義を強調していることは、「疲れ切ったヘラクレス」像の上半身部分が返還された際、「ヘラクレスが祖国に帰還した（強調は著者）」と見出しをつけたポスターが作成されてい

ることからもみてとれる。

しかし、問題となっている文化遺産がトルコ由来であり、トルコに返還することが文化遺産とそれが発見された場所との結びつきを回復させ、よりよく文化遺産を理解できるという主張はあくまでもトルコ側にとっての文化遺産の意義にすぎない。ここ数年トルコ政府が多くの文化遺産の返還を実現させている背景には、問題となっている返還する側が返還を認めざるを得ないという状況が生まれていることにも目を向ける必要がある。次節では、トルコ政府のどのような動きが返還を実現させているのか、返還を認めてきた欧米諸国側の視点でみていく。

4-2：「脅迫」としての返還

欧米の博物館の所蔵品となっている古美術品について、トルコ以外にもギリシャ、イタリア、ペルーといった国々が国際的な古美術品取引のために盗掘され不法に国外に持ち出されたと主張して返還を要求するようになった。そして、違法な形で国外流出したことが判明した場合には、博物館が返還に応じる例が増加している¹⁰。「クロイソス王の財宝」の事例では、世界的に主要な博物館のひとつであるメトロポリタン博物館が、不法な手段で市場に出たものであることがわかっていながら古美術品を獲得していたことが裁判の過程で明らかになった。それゆえにメトロポリタン博物館も裁判の継続をあきらめ、返還要求に応じた。そのため、近年トルコ以外の国々が法的手段を取ることも含めて、欧米の博物館に対して文化遺産の返還を求める姿勢を強めていくきっかけとなった事例とされている（Brodie & Renfrew, 2005; Ren-

¹⁰ 2008年1月に、メトロポリタン博物館は、イタリア政府の要求に応じて、「エウフロニオスのクラテル（Euphronios krater）」を返還している（Polvoledo, 2008）。これはトロイ戦争で戦死した英雄が神々に運ばれる姿を描いた紀元前6世紀末期の制作で、古代ギリシャ時代の著名な陶工エウフロニオスの絵付けしたことがわかっている。1972年にメトロポリタン博物館が購入し、所蔵・展示していた。しかし、1971年にローマ近郊から盗掘されたものが闇取引を通して古美術品市場に出され、メトロポリタン美術館の手に渡ったということが判明し、イタリア政府が返還を求めていた（Kennedy & Eakin, 2006）。

frew, 2000)。

逆にそうした動きに対抗し、メトロポリタン博物館やルーヴル美術館、プラド美術館など欧米諸国の18の主要な博物館は、「普遍的な博物館の重要性と価値に関する宣言 (Declaration on the Importance and Value of Universal Museums)」を出し、博物館は、特定の国民・民族集団ではなく、全人類に対して全人類の遺産を展示する場として、これらの国々の返還要求を拒絶する姿勢を示している (ICOM News, 2004)。しかし、年々盗掘や闇取引などを通して古美術品として市場に出た文化遺産に対する返還の圧力は高まっており、欧米の博物館は古美術品の収集に関わる方針・倫理規定の見直しを迫られるようになってきている (cf. *The New York Times*, 2006)。

ここ数年、トルコ政府が欧米の博物館に対して圧力を強め、返還の実現を進めているのも、「クロイソス王の財宝」の返還をひとつのきっかけに世界的に進んでいる不法な古美術品取引によって国外に流出した文化遺産の返還の動きとしてとらえることができる。一方で、圧力をさらに強めるトルコ政府の姿勢は、欧米のマスメディアから批判を受けるようにもなっている。特に最近では、欧米の博物館に対して、トルコが求める文化遺産の返還を拒絶する場合、特別展示のためのトルコの文化遺産の貸し出し許可を出さない方針を伝えていることが問題視されている (e.g. Bilefsky, 2012; Matthews, 2012; Kennedy, 2012; Letsch & Conolly, 2013)。

2012年6月に発行されたアート・ニューズペーパー誌では、メトロポリタン博物館やルーヴル美術館、大英博物館、ペルガモン博物館など欧米の主要な博物館に対するトルコ政府の「アメとムチ」の手法が紹介されている (Bailey, 2012)。例えば、トルコ政府は、大英博物館に対して、ヒッタイト時代の記念碑を返還しなければ、大英博物館が企画していた特別展にトルコ西南部で発見された世界最古といわれる沈没船の遺構の貸し出しは認めないと通告した。そのため、交渉が決裂し、大英博物館は、トルコからの貸し出しを受けることは断念し、企画内容を練り直すこととなったという (Bailey, 2012)。また、先述のペルガモン博物館からのヒッタイト時代のスフィンク

ス像の返還が実現した際には、返還に応じなければ、イスタンブルのドイツ考古学研究所の行ってきた6箇所の発掘調査に対して、1年ごとに更新する調査許可を出さないと通告してきたという (Matthews, 2012)。

トルコ政府としては、このやり方はトルコ側と欧米の博物館双方にとってメリットのある「Win-Win」のやり方だと主張する (Bailey, 2012)。まず、トルコにとっては失われたトルコ由来の文化遺産を取り戻すことにつながる。そして、欧米の博物館にとってはトルコから文化遺産を一時貸借して様々な企画展示を実施できるようになるし、トルコでの調査研究を進められることにもなる。しかし、欧米のマスメディアの報道の多くは、こうしたトルコのやり方をそのような双方にとってメリットがあるやり方とはとらえていない。むしろ、世界各地の文化を展示する博物館に対する「脅迫 (blackmail)」だと批判し、欧米の主要博物館関係者の声として、トルコのこうした方針は世界各地の文化を紹介することを使命とする博物館の活動に影響が出ることへの懸念が表明されている (Bailey, 2012; Matthews, 2012)。

5. 文化遺産の「返還」というモノのやり取り

前章でみてきたように、トルコによる文化遺産の返還を実現させるための大きな原動力となったのは、トルコ政府による博物館展示用の文化遺産の国外貸し出し許可、国外の考古学者の発掘調査許可の問題にあったとみてよい。そうした提案が返還の可否の引き合いにだされたことをきっかけに、返還が実現している。このもののやりとりの対象は、本稿の冒頭でも整理したように、文化的アイデンティティに関わる象徴的な価値をもつとされている考古・歴史的な遺物である。文化遺産とみなされれば、その所有を主張する人々のアイデンティティの一部とされ、それらの交換、流通、管理に制限がかけられるべきであることが強調される。盗掘などの形でそれらが国外流出することは、その国からその文化遺産を「奪い取られる」ことと等しい。「その集団のアイデンティティの一貫性に対する攻撃」 (Leach, 2003: 124-125) と

みなされるからこそ、そのような形で国土から失われた文化遺産を返還することに大きな意義が見出されているのである。

このような文化遺産の価値と民族のアイデンティティの結びつきについて、先行研究では、文化遺産の価値とは金銭的なものの交換の流れから外れたところにあるという指摘がなされている。贈与交換と市場交換では交換のあり方を区別できる（cf. Gregory, 1982）ことに着目したアネット・ワイナーは、非西洋的なモノと人の関係のなかには、交換の仕組みによってではなく、そうした交換の流れから外されることでその価値が上がるようなモノと人の関係が存在することについて論じている（Weiner, 1985, 1992）。そうした交換の流れから外されたものは、持ち主だった人物と不可分の関係にあるとみなされ、実際の所有者が移り変わっていても、その不可分の関係が抹消されるわけではないという特徴がある。ワイナーはこれを「受け渡していく一方で保ち続ける（keeping-while-giving）」（Weiner, 1992）と説明し、「不可分な所有（inalienable possessions）」には、「歴史的にその人物が何者であるかを定義する」力を持つと指摘している（Weiner, 1985: 210）。つまり、「不可分な所有」の対象とされたモノの主要な価値は、過去との関わりから生じることになる（Weiner, 1985: 210）。

このように、「不可分な所有」は過去を現在と結びつけるエージェンシーの役割を果たし、それによって過去に起こった出来事や、その対象物の以前の所有者の歴史や称号は、現在の所有者のアイデンティティの一部になる。そうしたモノの現在の所有者は、単なる一個人ではなく、集合体不可分とされたモノを過去から受け継いでいる家族、血縁集団といったような集合体でもある（Weiner, 1985: 210）。このように、「不可分な所有」は、「過去を現在における強力な資源にする」（Weiner 1985: 210）とワイナーは論じている。「不可分な所有」の対象物の喪失はいかなる形であれ、「単に社会・経済的な意味で何かを失うということだけではなく、集団をまとめるアイデンティティの弱さとそれを将来にわたって持続させていくだけの力の無さを示す」（Weiner, 1985: 212）のである。このワイナーの議論が文化遺産とされたモ

ノのやりとりには有効なのは、過去が集団のアイデンティティの側面であることを保障する点において、「不可分な所有」は国民の過去を具体的に示し、国民の文化的アイデンティティの根拠となっているという文化遺産の重要な特徴と重なっているからである。

こうした文化的アイデンティティとモノの関わりは、まず、「民族・国民（ネーション）の遺産」としてとらえることができる。その場合、文化遺産とされたモノとその文化に属する人々との間の関係性はアイデンティティを介して排他的なものとしてみることになる。つまり、不可分なのは、モノそのものと人の関係であり、文化遺産は「民族・国民（ネーション）の遺産」としてかけがえのない価値を持つ。それゆえに、そうした文化遺産が持ち主である民族・国民が望まぬ形で（例えば盗掘などを通して）国外に出ることが大きな問題になる。

一方で、文化人類学者のなかには、「不可分」なのは文化遺産とされたモノと人の関係ではなく、モノそのものと、モノが体现する過去を資源とした象徴的な結びつきの総体であるという見方を取ることで、文化遺産とされるものの交換や取り扱いに対してより包括的なアプローチが取れると指摘している者もある（Welsh, 1997: 16-7）。なお、こうした見方はモノそのものと人を不可分に見る見方は西洋的な西欧的な「財と所有」観に基づいた従来の文化遺産概念の限界につながるという批判から、オルタナティブとして出された見方でもある（Carman, 2005）。文化遺産とされたモノそのものと人の関係を排他的に見ないという点では、文化遺産とされるものにはすべての人がアクセスできるとする「全人類の遺産」としてのアプローチに通じるものである。

しかし、上述のトルコの事例は、実際の返還の議論のなかでは、「民族・国民（ネーション）の遺産」としての文化遺産というアプローチと、「全人類の遺産」としての文化遺産というアプローチのふたつの対立するアプローチが、文化遺産の表現する象徴的な価値は誰にとってのどのような価値なのかという問題に複雑に絡み合っている状況が見えてくる。

トルコ側の主張は、トルコが問題となっている文化遺産の「発見された場所」であるという点に大きな根拠が置かれている。そして、別稿でも明らかにしたように、その文化遺産と発見された場所の結びつきは、特定の民族に関係なく、人類全体にとって普遍的価値を持つものとしての文化遺産、すなわち「全人類の遺産」としての意義と「発見された場所」との結びつきが強調されている（田中、2010）。一方で、すでにみたとおり、「全人類の遺産」と表現されようと、トルコ国内に発見される文化遺産はすべて国有であり、政府の管理下にある。したがって、トルコにある文化遺産を国外の博物館で展示するための一時貸出しの許可や、発掘調査許可を出すかどうかは政府の判断となる。

しかし、まさにこの点が文化遺産を人質にした「脅迫」だとする欧米の博物館からのトルコへの批判につながっている。返還を求められている欧米の主要博物館は、博物館は世界各地の文化遺産を集めて展示をする場であるという立場をとっている。この背景には文化遺産とは「全人類の遺産」として、誰もがそれを享受することができるという前提がある。それゆえに返還と引き換えに展示品の一時貸出しや発掘調査の許可を出そうとするトルコ政府のやり方は、返還が実現しない場合に、問題の文化遺産とは別のトルコの文化遺産に世界からアクセスすることを制限することになってしまうからである。ただし、トルコの返還要求の背景にある、盗掘などに違法な手段で市場に出た古美術品の取引は、18世紀以降のヨーロッパ諸国やアメリカが、世界各地の文化遺産を独占的に収集してきた歴史のひとつの結果である。歴史を振り返れば、欧米諸国のほうが文化遺産へのアクセスを独占してきたともいえる。したがって、現在のトルコ政府の交渉の進め方だけをとらえて批判するだけでは不十分だという見方もできるだろう。

このようにみえてくると、文化遺産の返還問題は、単に「国民・民族の遺産」対「全人類の遺産」というふたつのアプローチの対立でみていくだけではなく、問題の文化遺産に利害を持つ集団が、対立する集団に対する主張を組み立てるためにどのようにそれぞれのアプローチを取り入れているのかという

点に着目する必要がある。さらに、トルコと欧米の博物館の間で議論になっているのは、単に問題となっている文化遺産をトルコに返還することだけではないこともわかる。トルコがそれを条件に出したこともあるが、返還の実現は、問題となっている文化遺産とは別のトルコの文化遺産についてのアクセス権が問題になったためである。別の言い方をすれば、返還が実現することによってやりとりされたのは、問題となった文化遺産そのものというよりも、トルコの文化遺産に対するトルコ以外の人々のアクセス権だったといえる。

6. おわりに

本稿では、近年トルコが実現している文化遺産の返還を事例に、遺産の返還を求めるトルコ側、求められる欧米の博物館の側双方の主張の内容を検討することを通して、文化遺産の意義とは何か、文化遺産を返還するとはどんなことを意味しているのかについて検討してきた。一般的に、文化遺産の返還問題は、それを包括的に解決できるような国際的なルールは存在せず、当事者間の交渉のなかで返還の実現は決まってくるとみてよい。交渉の過程をみていくことで、返還を求める側、求められる側がいかなる主張をし、いかなる条件で返還が実現していったのかを追いかけることが重要になる。特に、そうした交渉の中で問題となる文化遺産の価値がどのように表現されているか、あるいは返還が実現することで生じるモノのやりとりは一体何をやりとりしているのかをみていくことも文化人類学的には重要であると考えられる。本稿で取り扱った近年のトルコの事例からも、返還によって生じているもののやり取りは、単に問題となった文化遺産のやりとりでは終わっていないことが明らかである。文化遺産の返還をもののやりとりとしてとらえた時に何がみえてくるのか、もののやりとりに関する文化人類学的研究の蓄積をふまえて、さらなる考察を加えていきたい。

参考文献

- Abacıoğlu, A. 1993 Defincilerin Altın Madeni Tümülüsler. *Cumhuriyet* 2. 9 September. p.6.
- Acar, Ö. 1986a Karun hazinesi ABD'ye kaçırıldı. *Milliyet*, 3 April. p.1, 14.
- . 1986b 4 Anıt Mezar Soyuldu. *Milliyet*, 4 April. p.1, 14.
- . 1986c ABD, Hazineyi Geri Vermeli. *Milliyet*, 6 April. p.14.
- . 1986d Karun Hazinesi Satan Adam. *Milliyet*, 8 April. p.3, 14.
- . 1986e Karun Hazinesi İ çin Dava A çaçağız. *Milliyet*, 10 April. p.6.
- . 1987 Karun Hazinesi İ çin ABD'de Dava A çtik. *Milliyet*, 1 June. p.1, 7.
- . 1990 Herkül'ün Üstünü Bulundu. *Çumhuriyet*, 17 November. p.20.
- . 1993 Kültür Mirası Çalınmış Ülkelere Örnek Zafer. *Cumhuriyet*, 25 September. p.6.
- . 2001a Protecting Our Common Heritage-1. *Turkish Times* 1-14 December, 14-5.
- . 2001b Protecting Our Common Heritage-2. *Turkish Times* 15-31 December, 12-5.
- . 2002 Protecting Our Common Heritage-3. *Turkish Times* 1-14 January, 12-5.
- Acar, Ö. & Kaylan, M. 1988 The Hoard of the Century. *Connoisseur*. July 1988, 130-137.
- Anıtlar ve Müzeler genel Müdürlüğü. 2003 *Yıtlık Miras'ın Dönüş Öyküsü*. İstanbul: Yapı Kredi Kültür Sanat Yayıncılık.
- Antalya Müzesi 2013 Herakles Yurda Döndü. *Antalya Müzesi Resmi Web Sitesi*. <http://www.antalyamuzesi.gov.tr/tr/yorgun-herakles-yurda-dondu> (2014年 1月 6日 閲覽)
- Arsebük, G. 1983 Dünden Büğüne Arkeoloji In Z. Türkkkan (ed.) *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansikropedisi*, 66-75. İstanbul: İletişim Yayınları.
- Art Daily 2011 Germany's Pergamon Museum Returns Ancient Sphinx of Hattusa to Its Home in Turkey. http://artdaily.com/index.asp?int_sec=2&int_new=49494#.UtR 2yNrxtLM (2014年 1月 6日 閲覽)
- Bailey, M. 2012 Turkey Turns Up the Heat on Foreign Museums. *The Art Newspaper Issue* 236 <http://www.theartnewspaper.com/articles/Turkey-turns-up-the-heat-on-foreign-museums/26607>
- Bilefsky, D. 2012 Seeking Return of Art, Turkey Jolts Museums. *The New York Times* 30 September, <http://www.nytimes.com/2012/10/01/arts/design/turkeys-efforts-to-repatriate-art-alarm-museums.html> (2014年 1月 6日 閲覽)
- Blake, J. 2000 On Defining the Cultural Heritage. *The International and Comparative Law Quarterly*. 49(1), 61-85.
- Bray, T. L. 1996 Repatriation, Power Relations, and the Politics of the Past. *Antiquity* 70, 440-444.
- Brodie, N. & Renfrew, C. 2005 Looting and the World's Archaeological Heritage: The Inade-

- quate Response. *Annual Review of Anthropology* 34, 343-61.
- Brown, M. F. 2003 *Who Owns Native Culture?* Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- . 2004 Heritage as Property. In *Property in Question: Value Transformation in the Global Economy*. (eds) K. Verdery, & C. Humphrey, 49-68. Oxford and New York: Berg.
- Carman, J. 2005 *Against Cultural Property: Archaeology, Heritage, and Ownership*. London: Duckworth.
- Cumhuriyet* 1993b. Karun Halka Açılıyor. 20 November. p.1, 17
- Gregory, C. 1982 *Gifts and Commodities*. London: Academic Press.
- Greenfield, J. 1996[1989] *The Return of Cultural Treasures*. [Second Edition] Cambridge: Cambridge University Press.
- ICOM News 2004. *Declaration on the Importance and Value of Universal Museums* http://icom.museum/fileadmin/user_upload/pdf/ICOM_News/2004-1/ENG/p_4_2004-1.pdf (2014年1月10日閲覧)
- Kaye, L. M. & Main, C. T. 1995 The Saga of the Lydian Hoard Antiquities: from Uşak to New York and Some Related Observations on the Law of Cultural Repatriation. In *Antiquities Trade or Betrayed: Legal, Ethical, & Conservation Issues*. (ed) K. W. Tubb, 150-161. London: Archetype Publications.
- Kennedy, R. & Eakin, H. 2006 The Met, Ending 30-Year Stance, Is Set to Yield Prized Vase to Italy *The New York Times* 3 February, http://www.nytimes.com/2006/02/03/arts/03_muse.html?ex=1139634000&en=7c7ca96199b52d9c&ei=5070&emc=eta1 (2014年1月6日閲覧)
- Leach, J. 2003 Owning Creativity: Cultural Property and the Efficacy of Custom on the Rai Coast of Papua New Guinea. *Journal of Material Culture* 8(2), 123-143.
- Letsch, C. & Conolly, K. 2013 Turkey Wages 'Cultural War' in Pursuit of Its Archaeological Treasures. *the guardian* 21 January, <http://www.theguardian.com/world/2013/jan/21/turkey-cultural-war-archaeological-treasure> (2014年1月6日閲覧)
- Matthews, O. 2012 Turkey's Archaeology Blackmail. *Newsweek* 9 April, <http://www.newsweek.com/turkeys-archaeology-blackmail-64037> (2014年1月6日閲覧)
- McKinley Jr., J. C. 2011 Boston Museum Returns Bust to Turkey. *The New York Times*. 27 September, http://artsbeat.blogs.nytimes.com/2011/09/27/boston-museum-returns-bust-to-turkey/?_r=0 (2014年1月6日閲覧)
- Merryman, J. H. 1986 Two ways of Thinking about Cultural Property. *The American Journal of International Law* 80(4), 831-853.
- Meskel, L. 2002 Negative Heritage and Past Mastering in Archaeology. *Anthropological*

Quarterly 75(3), 557-574.

- Neller, A. J. 2002 From Utilitarian to Sacred: the Transformation of a Traditional Hawaiian Object. In *Pacific Art: Persistence, Change and Meaning*. (ed.) A. Herle, 126-138. London: Crawford House Publishers.
- Özdoğan, M. 1998. Ideology and Archaeology in Turkey. In *Archaeology under Fire: Nationalism, politics and heritage in the Eastern Mediterranean and Middle East*. (ed) L. Meskell, 111-123. London and New York: Routledge.
- . 2001 *Türk Arkeolojisinin Sorunları ve Koruma Politikaları*. İstanbul: Arkeoloji ve Sanat Yayınları
- Özgen, E. 2001. Some Remarks on the Destruction of Turkey's Archaeological Heritage. In *Trade in Illicit Antiquities: the Destruction of the World's Archaeological Heritage*. (eds) N. Brodie, J. Doole, & C. Renfrew, C, 119-120. Cambridge: McDonald Institute for Archaeological Research.
- Özgen, İ. & Öztürk J. (eds.) 1996 *The Lydian Treasure: Heritage Recovered*. İstanbul: Republic of Turkey Ministry of Culture, General Directorate of Monuments and Museums.
- Özsunay, E. 1997 Protection of Cultural Heritage in Turkish Private Law. *International Journal of Cultural Property* 6, 278-290.
- Povoledo E. 2008 Ancient Vase Comes Home to a Hero's Welcome. *The New York Times* 19 January, http://www.nytimes.com/2008/01/19/arts/design/19_bowl.html?_r=0 (2014年1月6日閲覧)
- Renfrew, C. 2000 *Loot, Legitimacy and Ownership: The Ethical Crisis in Archaeology*. London: Duckworth.
- Rose, M. & Acar, Ö. 1995 Turkey's War on the Illicit Antiquities Trade. *Archaeology* 48(2), 44-56.
- Rowlands, M. 2004 Cultural Rights and Wrongs: Uses of the Concept of *Property*. In *Property in Question: Value Transformation in the Global Economy*. (eds) K. Verdery & C. Humphrey, 207-226. Oxford and New York: Berg.
- Sağlar, F. 1996. Preface. In *The Lydian Treasure: Heritage Recovered*. (eds) İknur Özgen & Jean Öztürk, İstanbul: Republic of Turkey Ministry of Culture, General Directorate of Monuments and Museums, p.9
- Strathern, M. 2004 Transactions: an Analytical Foray. In *Transactions and Creations: Property Debates and the Stimulus of Melanesia*. (eds) E. Hirsch & M. Strathern, 85-109. Oxford: Berghahn.
- Şimşek Y. 2005. 36 Eser Geri Alındı: Türkiye İade İçin Çalışıyor. *Radikal-online* 25, Sep-

tember. Available online at: <http://www.radikal.com.tr/haber.php?haberno=165037> (2014年1月6日閲覧)

Tanaka, E. 2007 Protecting One of the Best Roman Mosaics: Ownership and Protection in the Case of the Roman Mosaics from Zeugma, Turkey. *Stanford Journal of Archaeology* 5: 183-202.

一. 2010 The Idea of Place in the Protection of Cultural Heritage: in the Case of Claims against the Illicit Transaction of Antiquities from Turkey. *Japanese Review of Cultural Anthropology* 11, 25-46.

田中英資 2010 トルコ出土の文化遺産は誰のものか：トルコにおける文化遺産所有権の根拠 『文化資源学』 9, 33-44.

一. 2013 文化遺産の返還問題における所有の主張とその根拠：ギリシャ・パルテノン神殿彫刻の返還問題を事例に 『福岡女学院大学紀要 人文学部編』 (23), 25-53

The New York Times 2006 Is It All Loot? Tacking the Antiquities Problem. 26 March, http://www.nytimes.com/2006/03/29/arts/artsspecial/29_panel.html?fta=y&_r=0 (2014年1月6日閲覧)

T.C. Uşak Valiliği. 2013 *Türkiye Cumhuriyeti Uşak Valiliği Resmi Web Sitesi*.

Available online at: <http://usak.gov.tr/Default.aspx?x=s&kat=11> (2014年1月6日閲覧)

Vrdoljak, A., & F., Francioni, F. 2009 The Illicit Traffic of Cultural Objects in the Mediterranean. *European University Institute AEL Working Paper 09*.

Watkins, J. 2005 Cultural Nationalists, Internationalists, and "Intra-nationalists": Who's right and Whose Right? *International Journal of Cultural Property* 12(1), 78-94.

Weiner, A. 1985 Inalienable Wealth. *American Ethnologist* 12(2), 210-227.

一. 1992 *Inalienable Possessions: the Paradox of Keeping While Giving*. Berkeley: University of California Press.

Welsh, P. 1997 The Power of Possessions: The Case against Property. *Museum Anthropology*. 21(3), 12-18.

トルコの法令：

No. 2863 Kültür ve Tabiat Varlıklarını Koruma Kanunu (文化財・天然記念物保護についての第2863法) トルコ共和国 1983年7月21日

Korunması Gerekli Taşınır Kültür ve Tabiat Varlıkları Koleksiyonculuğu ve Denetimi Hakkında Yönetmelik (保護が必要な移動可能な文化財・天然記念物の収集・管理に関する規則) 官報18342号トルコ共和国 1984年3月15日